

エネルギー関連産業国際見本市
「E-world energy & water」
東京パビリオン出展企業
募集要項

開催概要

展示会名	E-world energy & water 2024
開催都市	ドイツ・エッセン
会場	メッセ・エッセン
開催期間	2024年2月20日から22日まで(3日間)
都による出展募集企業数	計10社程度

募集期間 令和5年7月3日(月)～令和5年8月31日(木)

東京都

産業労働局 商工部 経営支援課

【お問い合わせ先】

東京都産業労働局 商工部 経営支援課
海外展開担当

(所在地) 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都庁第一本庁舎20階

(メールアドレス) S0000481@section.metro.tokyo.jp

(電話番号) 03-5320-4798

1 事業の概要

本事業では、都市の課題を解決する成長産業分野の一つである環境・エネルギー関連産業への参入機会を広げるため、高い技術力、製品を持つ都内中小企業のエネルギー関連産業国際見本市「E-world energy & water 2024」への出展を支援します。

出展に当たり、海外ビジネスや商談に必要な知識やノウハウ等の習得をサポートするとともに、事前のマッチングによる効果的な商談実施に向けたサポートや、東京パビリオンとしての一体的なPRを行います。現地では、現地機関や企業等との連携や交流の機会を設け、出展企業の皆様の現地ネットワークの構築や新たなビジネスチャンスの獲得を図ります。

2 展示会の概要

- (1) 名称：エネルギー関連産業国際見本市「E-world energy & water2024」
- (2) 日時：2024年2月20日(火曜日)から22日(木曜日)まで(3日間)
※ 搬入：2月19日(月曜日)、撤去：2月22日(木曜日)予定
- (3) 会場：メッセ・エッセン (ドイツ連邦共和国 NRW 州 エッセン市)
- (4) 主催：E-world energy & water GmbH
- (5) 対象：エネルギーと水のソリューション、エネルギー生産、輸送、貯蔵、エネルギー取引、効率、グリーンテクノロジー、エネルギー貯蔵、分散型システム、エネルギーサービス、スマートエネルギー、発電機、ストレージシステム、消費者へのネットワーキングと制御、サイバーセキュリティ、エネルギー効率、などの各種関連製品・サービス、スタートアップほか (E-world2023 の出展対象)
- (6) 出展社数：820社/27カ国 (2023年実績)
- (7) 来場者数：約2万人 (2023年実績)
- (8) ホームページ：<https://www.e-world-essen.com/en/>

3 出展企業への支援内容

(1) 出展にかかる負担の軽減

小間料、東京パビリオンの設置、商談通訳の配置、商談用のPRツール作成などの出展及び商談実施にかかる基本的な費用を、東京都が負担します。

※ 詳細は、「5 経費の分担」をご確認ください。

(2)ビジネススキル・ノウハウ等のサポート

海外ビジネスや海外バイヤー等との商談に必要な、スキル・ノウハウ等を習得するためのプログラムを実施します。出展者の皆様はご出席ください。また、展示会出展に向けた実施計画の策定も行います。

(3)海外展開のサポート

事前の準備段階より、製品輸出に必要な法規制等について専門家による相談を実施します。

(出展物の評価・試験等及び申請業務等の実務対応は含みません。)

(4)商談のセッティング

出展製品・技術等に合わせてマッチング相手をピックアップし、事前にアポイントメントを取得することで、会期中の商談実施に向けてサポートします。

(5)現地ネットワーク構築・交流等のサポート

現地ネットワークを構築するため、現地において、現地政府機関や支援機関、企業等との交流の場を設定します。この機会に、多くの方とのネットワークの構築や新たなビジネスチャンスの拡大に繋がられるよう、出展者の皆様はできる限りご出席ください。

(6)出展後のサポート

出展効果を高めるため、展示会終了後、商談先等へのフォローやビジネスに繋げるためのサポートを行う、フォローアップ支援を提供します。

4 東京パビリオン

- ・ 出展企業1社当たりの展示スペースや配置等については、出展物等を考慮のうえ、東京都で決定します。なお、展示スペースの大きさによっては、希望の出展物を展示いただけない可能性がございますので、予めご了承ください。
- ・ 東京パビリオンのレイアウトは決定次第お伝えします。
- ・ 東京パビリオンでは各種イベント（ピッチ等）を開催予定です。出展者の皆様はできる限りご参加ください。

5 経費の分担

(1) 東京都の支援

- ・ 出展小間料（東京パビリオンの設営及び基本備品を含む）及び出展者証（1企業当たり2名分まで）を負担します。
- ・ 通訳（日⇄英）を出展企業1社につき1名配置します。（希望制）
- ・ 東京パビリオンの広報ツールを作成します。

(2) 出展企業のご負担

(1) 以外すべての経費（以下、例）

- ・ 往復の輸送費等（出品物、PR用製品や独自のPRパンフレット等の会場までの輸送費(梱包費及び梱包材廃棄費を含む))、通関諸手続費、貨物損害保険料、通関上必要な各種証明書の取得にかかる費用、輸入関税等出品物等の現地における処分にかかる費用等
- ・ 出展者の渡航費・現地滞在費・現地交通費（現地滞在先から会場までの交通費等）
- ・ 基本装飾以外に特別に行う装飾・設営・撤去等に係る費用（追加備品、追加電力等を含む）
- ・ 出展企業の出展物の搬入、設営、撤去にかかる費用
- ・ その他必要な経費

6 応募資格

下記（1）～（7）の条件をすべて満たす者。

※支援期間中に（1）～（7）の条件のいずれかを満たさなくなった場合、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

※E-world 2023 東京パビリオンに出展した企業も応募可能です。

- (1) 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業者（以下の表に該当する者）で、大企業が実質的に経営に参画していないこと。

業種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

- ※「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。
ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。
- ※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
- (2) 出展物が、自社開発商品・サービス・技術等であること。または、他社と共同開発された自社商品・サービス・技術等であること。
- (3) 出展物が本展示会に適したものであること。
- (4) 環境・エネルギー関連産業への参入、海外展開を目指しており、それに向けた強い意欲と具体的な事業計画を有していること。
- (5) 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないとは判断されるものではないこと。
- (6) 事業税等を滞納しておらず、また、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (7) 出展を検討中の製品/サービスは、国内外において、応募する商品・サービス・技術等に関する紛争が生じていない。又は紛争が生じるおそれのある場合は、契約を締結するなど予防のための十分な措置を講じていること。

7 応募方法

- (1) 「出展申込書」を東京都産業労働局商工部ホームページからダウンロードしてください（Word形式）。

URL: http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/news/2023/0703_17813.htm

- (2) 「出展申込書」に必要事項を記入し、必ず印鑑登録されている代表者の実印を捺印のうえ、下記(3)に掲げる添付書類を添えて、募集期間内に郵送にてご提出ください（令和5年8月31日（木）必着）。

また、「出展申込書」については電子データ（Word形式）も併せて下記メールアドレスまで送付してください。なお、送付にあたってはメールの件名に「E-world」とご記載いただきますようお願いいたします。

「出展申込書」にご記入いただいた内容は、審査をはじめ、現地マッチング企業の選定、PR資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。

東京都が認めた場合を除き、内容の変更は原則できませんので、ご注意ください。

なお、「出展申込書」は、あらかじめコピーを取り保管してください。

(3) 提出書類

No.	提出書類	部数	電子データ送付(メール)
1	申込前確認書	1部	
2	出展申込書	正1部 写10部	電子データ(Word形式)を送付してください。 ※1
3	会社案内、製品・商品のカタログ、PR資料、その他 ※2	各10部	
4	決算書一式の写し(直近1期分) ※3	1部	
5	発行後3ヶ月以内の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1部	

※1 電子データについては、押印不要です。

※2 その他、営業用のプレゼンテーション資料や、新聞・雑誌の掲載記事等がある場合には、それらも添付してください(各10部)。

※3 決算書については、追加のご提出をお願いする場合があります。

※4 提出頂いた書類の内容によっては、株主名簿、確定申告書、合計残高試算表、資金繰り表、代表者の源泉徴収票(直近一年分)等の提出を追加でお願いする場合がございます。

※5 提出頂いた上記書類に基づき面接審査を行います。面接審査当日、審査委員に対して上記提出書類以外の資料を配布することは出来ません。

(4) 募集期間：**令和5年7月3日(月曜日)～令和5年8月31日(木曜日) 必着**

(5) 提出書類の送付先 ・ 問い合わせ先

東京都新宿区西新宿 2-8-1 (〒163-8001)

東京都 産業労働局 商工部 経営支援課 海外展開担当

メールアドレス：S0000481@section.metro.tokyo.jp

電話番号：03-5320-4798

8 審査

(1) 審査方法

① 一次審査(書面審査)

応募書類に基づく書面審査を行い、二次審査の対象とする事業者を選定します。

結果については、令和5年9月22日(金曜日)までを目途に全応募事業者に対してお知らせします。

② 二次審査（面接審査）

一次審査を通過された応募事業者に対して、面接による審査を実施します。

面接日時については、令和5年9月25日（月曜日）から10月6日（金曜日）（予定）の平日いずれか一日（午後3時から午後7時までの間）を指定しますので、必ずご出席ください。

日時の詳細については、一次審査合格者にのみ、9月22日（金曜日）までを目途に通知します。

なお、応募者による日時の指定はできません。予めご了承ください。

※ 面接審査については、オンライン会議システム、電話等を活用した方法により実施させていただく場合があります。

（2） 審査の視点

- ・ エネルギー関連産業国際見本市の趣旨との整合性・適合性
- ・ 出展製品・技術の優秀性・独自性
- ・ 出展製品・技術の欧州での（又はドイツでの）市場性
- ・ 海外展開（主に欧州・ドイツ展開）の実現性・妥当性
- ・ 支援の必要性 等

9 結果の通知

申込者に対し、10月下旬までに選定の結果を通知する予定です。

審査内容に関する質問は一切受け付けません。また、選定途中のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

10 その他

（1） 提出書類の不備の取扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出や追加提出（決算書を含む。）を求めることがあります。

（2） 別紙「エネルギー関連産業国際見本市「東京パビリオン」出展に関する規約」を遵守いただきますので必ずご確認ください。

（3） 本事業における各種支援については、東京都が民間事業者等に委託し実施します。

（4） 今後の準備の詳細については、出展者説明会等でご案内する予定です。

（5） 東京都が実施するアンケートや事後の商談フォローアップ調査には必ずご回答いただきます。アンケート及びフォローアップ調査は、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

(6) 申込み情報の取扱い

円滑な事業運営のため、出展申込書等の提出書類に記載された情報や、必要に応じてご提供いただく情報を当該展示会主催者、東京都が指定した業務委託先及び審査員に提供することがありますので予めご了承ください。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。

(7) 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は「東京都個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。

(8) 東京都及び東京都が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の報告及び広報目的に使用することがあります。

(9) 現地情勢、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況(現地・国内)等、諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性があります。また、東京都の判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。

(10) 以下のいずれかに該当した場合は、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

- ① 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に定める中小企業でなくなった場合
- ② 都内に主たる事業所を有する(本社若しくは支店登記がされている)中小企業でなくなった場合
- ③ 応募内容に虚偽があった場合
- ④ 違法行為など反社会的行為が確認された場合
- ⑤ 国・東京都及び公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合
- ⑥ 東京都の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合
- ⑦ 支援の継続が困難と東京都が判断した場合
- ⑧ その他、支援企業として不適切であると東京都が判断した場合

エネルギー関連産業国際見本市「東京パビリオン」出展に関する規約

1 基本条件

- (1) 出展者は、「出展申込書」記載内容のうち、企業の概要、PR用製品、技術等に関する内容などについては、東京都がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。
- (2) 関連・関係会社及びグループ・提携関係にある法人・団体等による共同参加は認められません。

2 出展企業の審査

東京都は、「出展申込書」の記載内容に基づき、出展企業を審査し、選定します。審査後、申込者に送付する出展の決定通知をもって、出展の承認といたします。

3 出展承認後の参加取消

東京都が申込者の出展を承認した後の出展取消は、やむをえない事情による場合以外は認められません。出展者の都合により出展を取消した場合、それにより生じた一切の出展者の損害について東京都は責任を負いません。又、東京都の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。

4 自己負担

- (1) 往復の輸送費等(出品物、PR用製品や独自のPRパンフレット等の会場までの輸送費(梱包費及び梱包材廃棄費を含む))、通関諸手続費、貨物損害保険料、通関上必要な各種証明書の取得にかかる費用、輸入関税等出品物等の現地における処分にかかる費用等
- (2) 出展者の渡航費・現地滞在費・現地交通費(現地滞在先から会場までの交通費等)
- (3) 基本装飾以外に特別に行う装飾・設営・撤去等に係る費用(追加備品、追加電力等を含む)
- (4) 出展企業の出展物の搬入、設営、撤去にかかる費用
- (5) その他必要な経費

5 小間位置の決定

- (1) 東京パビリオン内の配置は、出品物、スペース、会場の構成などを考慮して東京都が決定いたします。
- (2) 出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することができません。

6 出展に関すること

- (1) 出展者は、「出展申込書」に記載した内容の展示等を行うこととします。「出展申込書」に

ご記入いただいた内容は、審査を始め、現地マッチング企業の選定、PR資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、東京都が認めた場合を除き、原則することができませんので、ご注意ください。

- (2) 装飾・PR用製品などの搬入・搬出及び展示方法は、東京都の指示に従うこととします。
- (3) 出展者は、展示会会場等に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- (4) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、展示会場内の通路等が混雑し、他の出展者の妨害となることがないよう責任をもつものとします。
- (5) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
- (6) 隣接の小間の参加者から苦情が出た場合など、運営上、小間の変更が必要であると東京都が判断した場合は、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
- (7) 出展物の設置、管理及び撤去は、出展者の責任において行うものとします。
- (8) 東京都は、参加に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われるPR用製品又は展示会の目的と合致しない製品等の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (9) 東京都は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は出展者の責任により行うものとします。
- (10) 上記(6)から(9)による制限、禁止又は撤去等により当該出展者に生じた損害について、東京都及び本事業の運営事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (11) 会期中、会場内で出品物、その他の物品を即売することは禁止します。
- (12) 出展者は、会期中出展小間において、自らの責任において出品物の説明、引き合い、商談に応じるものとします。
- (13) 出展者は、搬入、会期中、搬出の全工程を通じて、必ず最低1名が参加、立ち合い等を行うものとします。会期終了の前の撤収はできません。
- (14) 東京都が成果把握のため実施するアンケートには、必ず回答していただきます。
- (15) その他、出展に関する規定については、参加展示会の出展規定に従うものとします。

7 損害賠償

- (1) 東京都の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。
- (2) 東京都及び本事業の運営事務局は、PR用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、出展者が展示会会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- (3) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- (4) 東京都は、出展品や展示物等の知的財産権等に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権等の保護対策を行ってください。
- (5) 東京都は、展示会主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他特別な事情(欧州又は国内における感染症拡大等に伴う、渡航制限・行動制限等を

含む。)により東京都が本事業を中止したことにより生じた出展者及び関係者の損失及び損害を補償しません。

- (6) 東京都及び本事業の運営事務局は、本事業において東京都及び本事業の運営事務局が提供した支援により直接、間接に関わらず生じた結果について、その責任を一切負いません。
- (7) その他、本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、出展者と東京都との協議により決定することとします。

8 書類の提出

出展者は、「出展申込書」送付後に東京都から提出を求められた書類を、指定期日までに届け出なければなりません。

9 規約の遵守

出展者は、出展の申込みをもって、東京都が定める本規約を遵守することに同意したものとします。